

札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱の主な改正点

1 補助額の引き下げについて（第6条関係）

限られた予算の中で特定の事業者に補助交付が偏重することを防止し、申請事業者間の受給機会の平準化及びUDタクシーの更なる普及を効率的に促進する観点から、車両1台あたりの補助限度額を引き下げる。

2 補助金の申請及び実績報告方法について（第7条、第8条、第14条関係）

従来の書面による交付申請書及び事業実績報告書を廃止し、オンライン申請方式に変更する。

3 乗務員の資格等について（第9条関係）

UDタクシーに配置する乗務員について、交付申請時にユニバーサルドライバー研修（以下「UD研修」という。）の修了者等であることを条件としているが、国の交付申請時におけるUD研修の受講者数が足りない場合の取扱いを踏まえ、昨年度に引き続き、実績報告時に当該修了者等であることと読み替えて運用する。